生活福祉委員長報告

生活福祉委員長　　上田　公司

生活福祉委員長報告を申し上げます。

今期定例会で当委員会に付託されました案件は、「議案第２５号　鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」ほか議案３件であります。

当委員会は、３月４日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案４件についてはいずれも原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要について、ご報告申し上げます。

まず、「議案第２５号　鳴門市国民健康保険条例の一部改正について」は、国民健康保険法施行令の改正に伴い、保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図る観点より、保険料の賦課限度額の見直し、保険料軽減の対象世帯に係る所得判定基準の見直しなどが行われることから、所要の改正を行うものでありました。

委員からは、改正による影響について質疑があり、理事者からは、年収が 1,000 万円程度の方にさらに負担してもらうことで、中間所得層の保険料の上げ幅を抑えている、との説明がありました。

また、委員からは、鳴門市の国民健康保険料は他の自治体と比較してどうか、との質疑があり、理事者からは、国民健康保険の財政を負担する形で各市町は納付金を県に納めるが、納付金は国民健康保険加入者数や加入者の所得、医療費などから算定される。鳴門市は国民健康保険加入者の所得が県下で３番目に高いため、納付金は多くなるが、鳴門市の 40 代のモデルケースでは、令和５年度の保険料は県内８市の中で２番目に低い位置づけとなる、との説明がありました。

委員からは、保険料上限額を引き上げない場合の影響について確認があり、理事者からは、保険料上限額を引き上げず保険料も上げない場合、県への納付金の財源確保ができず、補填するため市が一般会計からの法定外繰入をする必要があるが、一般会計からの法定外繰入については、国が解消すべき仕組みであるとしている、との説明がありました。

委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

次に、「議案第２６号　鳴門市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」は、栄養士法の改正に伴い、栄養士免許を取得せずに管理栄養士免許を取得することが可能となることから、所要の改正を行うものでありました。

委員からは、家庭的保育事業等について質疑があり、理事者からは、家庭的保育事業等とは、家庭的な雰囲気のもと定員５人以下の保育を実施する家庭的保育事業、定員１９人以下の小規模保育事業、一対一を基本として子どもの居宅にて保育を行う居宅訪問型保育事業、企業が従業員の子どもと地域の子どものために実施する事業所内保育事業の４つの事業形態があり、人員配置や面積基準などを条例で制定し市が認可する、との説明がありました。

委員からは、栄養士と管理栄養士の違いについて確認があり、理事者からは、栄養士・管理栄養士はどちらも健康や栄養に関する専門職であり、栄養士は主に健康な方

を対象に業務を行うが、管理栄養士はそれに加えて特別な配慮が必要な方への栄養指導など、さらに高度な専門知識を用いた指導が可能である、との説明がありました。
　委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

　次に、「議案第２７号　鳴門市附属機関設置条例の一部改正について」は、本市の就学前教育・保育施設における医療的ケア児の受入れ実施の支援体制を構築することを目的に新たに市長の附属機関として鳴門市医療的ケア運営協議会を設置するため、所要の改正を行うものでありました。
　委員からは、条例改正の流れや鳴門市医療的ケア運営協議会の担当事務について確認があり、理事者からは、令和３年６月公布、同年９月に施行された「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」に基づき、就学前教育・保育施設での医療的ケア児受入れについての支援体制を整えるため、国の示す「保育所等での医療的ケア児の支援に関するガイドライン」を踏まえて、鳴門市医療的ケア運営協議会で医療的ケア児の受入れを行うための施設の基準などのガイドラインを策定する。その後、受入れを行うための施設が確保できれば市民へ周知し、申込みを受けて鳴門市医療的ケア運営協議会において必要な医療ケア等を審査し入所決定をする、との説明がありました。
　委員からは、医療的ケア児の受入れに対応できそうな施設はあるのか、との質疑があり、理事者からは、市がサポートして受入れ体制を整えることになれば、前向きに取り組む施設があると考えている、との説明がありました。
　また、委員からは、鳴門市医療的ケア運営協議会の報酬について質疑があり、理事者からは、医学的な専門知識等が必要であり医師や関連団体の方が会員となるため、介護認定審査会や障害支援区分審査会に準じた額としている、との説明がありました。
　委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

　次に、「議案第２９号　財産の取得について」は、クリーンセンター２号炉の修繕に必要となる資材を取得するに当たり、地方自治法第９６条第１項第８号及び鳴門市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでありました。
　委員からは、費用の内訳について質疑があり、理事者からは、二次燃焼室が約 7,350 万円、白煙防止用空気予熱器が約 8,335 万円、連絡ダクトが約 2,357 万円、消費税が 1,804 万 2 千円で、合計が 1 億 9,846 万 2 千円である、との説明がありました。
　また、委員からは、経費削減のため今後修繕予定の１号炉と併せて一括発注しないのか、との質疑があり、理事者からは、工場の都合上一炉分ずつしか製作できず、また二炉同時に休炉して修繕することもできないため、資材保管の観点からも一炉ずつの発注とした、との説明がありました。
　委員からは、焼却施設の更新計画について検討するべき、との意見がありました。
　委員会では、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決いたしました。

　以上が、当委員会の審査概要であります。
　ご賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。